

平成28年2月定例会 文教厚生委員会（事前）
平成28年2月15日（月）
〔委員会の概要 保健福祉部・病院局関係〕

木下委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時04分）

これより保健福祉部・病院局関係の調査を行います。

この際、保健福祉部・病院局関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

保健福祉部

【提出予定議案】（資料①②③）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計予算
- 議案第37号 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について
- 議案第38号 徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について
- 議案第39号 徳島県保健師，助産師，看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について
- 議案第40号 徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第69号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第4号）

【報告事項】 なし

病院局

【提出予定議案】（資料④）

- 議案第21号 平成28年度徳島県病院事業会計予算
- 議案第60号 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第61号 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第65号 権利の放棄について

【報告事項】

- 徳島県病院事業経営計画（素案）について（資料⑤⑥）

大田保健福祉部長

2月定例会に提出を予定いたしております保健福祉部関係の案件につきまして、順次、御説明申し上げます。

文教厚生委員会説明資料をお願いいたします。

資料の1ページを御覧ください。平成28年度保健福祉部主要施策の概要でございます。

第1は、健康づくりの推進と保健医療サービスの充実でございます。

まず、（1）保健体制の充実といたしまして、③不妊治療費助成事業において、制度の拡充を図るとともに、胚凍結保存や男性不妊治療に対する助成を実施するなど、安心して出産できる環境を整備するとともに子供の医療費助成を引き続き実施いたします。

また、④感染症の予防対策を推進し、感染症の患者等に対する適切な医療の提供を図るとともに、災害発生時等の感染症・健康危機管理に強い体制の整備を推進いたします。

⑥難病患者への適切な医療の確保と療養の質の向上を図るため、地域の医療機関等の連携による難病医療体制を整備するとともに、難病相談・支援センターの機能強化を図ってまいります。

また、⑩自殺の防止を図るため、関係機関と連携し、現状を踏まえた徳島県自殺者ゼロ作戦を総合的に展開してまいります。

続きまして、2ページをお願いいたします。

（2）医療体制の強化でございます。

②地域医療介護総合確保基金を活用いたしまして、病床機能の分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の養成確保の3本柱の取組を実施し、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築の総合的な推進を図ってまいります。

④救急患者に対する適切な医療の確保のため、救急医療体制の整備・充実、ドクターヘリの活用に努めてまいります。

また、⑥災害時情報共有システムを運用し、大規模災害時の医療提供体制を確保してまいります。

（3）薬務の推進といたしまして、①県内で製造される医薬品等の品質の向上、また、安全性等の確保に努めるとともに、③麻薬・覚醒剤等の薬物に関する正しい知識の普及や危険ドラッグの規制強化を図りまして、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めてまいります。

3ページをお願いいたします。

第2は、豊かな長寿社会の創出でございます。

①平成27年度を初年度といたします新・とくしま高齢者いきいきプランに基づきまして、地域包括ケアシステムの構築をはじめとした総合的な高齢者福祉施策を推進してまいります。

③認知症対策として医療・介護体制等の充実や地域での見守り機能の強化を図ることにより、総合的な対策を推進してまいります。

また、⑥本県ゆかりの高齢者が自らの希望に応じて里帰りし、健康で生きがいのある生活を徳島で送ることができる「徳島型CCRC・生涯活躍のまち」を推進してまいります。

4ページをお願いいたします。

第3は、障がい者の自立と社会参加の促進でございます。

①障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例に基づきまして、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域で安心して暮らすことのできる社会づくりを推進してまいります。

⑤障がい者就労支援事業所等で生産されました製品のブランド化など、障がい者の就労機会や地域で活躍できる場の確保を進めてまいります。

また、⑦「発達障がい者総合支援センター ハナミズキ」及び「アイリス」におきまして、福祉、教育、医療、就労の関係機関と連携いたしまして、家族を含む支援体制の整備を図るとともに、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた支援を推進してまいります。

第4は、地域福祉の推進でございます。

②地域医療介護総合確保基金を活用し、福祉・介護人材の参入促進やスキルアップ、福祉・介護職場のイメージアップ等、次代を担う福祉・介護人材の確保及び定着に向けた取組を総合的に推進してまいります。

④大規模災害時に、ボランティアが効果的に被災者を支援できるよう、災害ボランティア活動の更なる環境整備に努めてまいります。

⑤生活困窮者自立支援法に基づきまして、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、貧困の連鎖防止のため、生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援等を実施してまいります。

⑥生活保護受給者の自立助長や保護の適正化を図るため、就労支援、就学支援、医療扶助の適正化などに取り組みます。

以上が、保健福祉部の主要施策の概要でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

提出予定案件について、説明を申し上げます。

まず、平成28年度の一般会計予算についてでございます。

総括表でございますが、保健福祉部全体の平成28年度当初予算額は、総括表の一番下の計の欄に記載のとおり711億1,725万6,000円となっております。

前年度当初予算額と比較しますと、6,671万6,000円の減、率にして99.9%となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりであります。

なお、平成27年度当初予算は骨格予算として編成されておりますので、お手元に御配付の資料1に6月補正後予算との比較を記載しております。

御覧いただきますと、6月補正後予算との比較では96.6%となっております。

文教厚生委員会説明資料にお戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。

課別主要事項でございます。

まず、保健福祉政策課でございます。

計画調査費の摘要欄①のア、ユニバーサルカフェ整備推進モデル事業費200万円をお願いしております。

これは、地域における多様な生活・福祉ニーズに幅広く対応するため、地域に住む全ての人々が気軽に利用できる多世代交流・多機能型福祉拠点の整備を促進するものでございます。

社会福祉総務費の摘要欄③のアの（ア）「徳島県自殺者ゼロ作戦」パワーアップ事業

3,206万6,000円は、誰も自殺に追い込まれることのない暮らしやすい徳島を実現するため、関係機関と連携し、高齢者の自殺防止対策やハイリスク者対策などを重点的に実施するものでございます。

7ページをお願いいたします。

保健所費の摘要欄②のア、「災害時コーディネーター」パワーアップ事業費600万円は、発災後に、避難所等の状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を調整する災害時コーディネーターの実践能力の更なる向上を図るため、研修及び訓練等を行うものであります。

保健福祉政策課合計といたしましては、227億4,665万9,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

医療政策課でございます。

医務費の摘要欄③のエ、在宅医療提供体制整備事業費6,536万4,000円は、質の高い在宅医療を提供できる体制を構築するため、訪問歯科診療や、訪問看護の体制整備に資する取組を実施するものでございます。

カの地域医療従事者等養成確保事業費1,026万1,000円は、地域医療従事者の確保のため、海部・那賀モデルをはじめとする、医師と医療機関とのマッチングを可能とするシステムの構築を支援するものでございます。

ケの看護職員養成確保事業費2億312万1,000円は、看護職員の養成確保と資質向上を図るため、就業支援体制を強化するとともに、認定看護師教育課程の開設を支援するものでございます。

なお、アからサに記載の事業につきましては、地域医療介護総合確保基金を活用して行うものでございます。

9ページにお移りいただきまして、④のウ救急医療体制確保対策事業費1億1,769万2,000円は、救急医療体制を維持するため、ドクターヘリの運航や県民に対する救急法講習会等を開催するとともに、消防防災ヘリのドクターヘリ的運用を行うための経費であります。

以上、医療政策課の合計といたしましては、129億6,502万6,000円となっております。

10ページをお願いいたします。

健康増進課でございます。

公衆衛生総務費の摘要欄②のイの（ア）こうのとりの応援事業1億5,422万2,000円は、医療保険が適用されず高額となる不妊治療費に対しまして、助成を行うものでございます。

エの育まれた命を守る体制整備事業費75万円は、妊娠中から育児支援を通じた切れ目のない母子保健対策を実施するため、関係機関の連携体制の構築を図るものでございます。

オのライフプラン推進事業費400万円は、企業や教育委員会と連携いたしまして、安全安心な妊娠出産を含めた妊娠適齢期等の正しい知識の普及啓発により、早期のライフプランやキャリア形成を推進するものでございます。

③のア、県民健康栄養調査事業費1,264万円は、生活習慣病対策を効果的に推進するため、糖尿病実態調査を含む県民健康栄養調査を実施するものでございます。

11ページに移りまして、予防費の摘要欄⑤のイの（ア）難病普及啓発事業費146万

2,000円は、難病相談支援体制の構築へ向けまして、本県独自の難病対策普及啓発月間の設定やヘルプマーク制度を導入した意識啓発を行うことにより、難病に対する理解促進を図るものでございます。

12ページをお開きください。

精神衛生費の摘要欄④のウ、災害派遣精神医療チーム体制整備事業費600万円でございますが、発災時における被災地域の精神保健医療機能の一時低下や災害ストレスによる精神保健医療への需要拡大に対応するため、専門的訓練を受けた災害派遣精神医療チーム、いわゆるDPATの整備を行うものであります。

以上、健康増進課の合計は、57億6,696万3,000円となっております。

13ページをお願いします。

薬務課でございます。

薬務費の摘要欄④のア、災害時緊急医薬品備蓄供給事業費1,275万5,000円でございますが、大規模災害発生時の救急医療活動に不可欠な医薬品等の備蓄強化を図るための経費でございます。

以上、薬務課合計といたしましては、1億5,267万9,000円となっております。

14ページをお願いいたします。

地域福祉課でございます。

社会福祉総務費の摘要欄④のウの（ア）FACE to FACE！親子で学ぶ福祉交流ツアー事業300万円でございますが、次代を担う福祉人材の確保に向けまして、福祉・介護職場のイメージ向上や理解の促進を図るため、福祉分野を志す高校生とその保護者を対象に、宿泊型ワークショップを開催するものでございます。

キの（ア）子どもの「家庭と学び」のサポート事業700万円は、貧困の連鎖の防止を図るため、生活保護家庭等を対象に、家庭訪問による相談事業を実施するとともに、子供に対する学習支援事業、高校進学後の中退防止対策を実施するものでございます。

その下の（イ）生活困窮者自立支援スタッフスキルアップ事業170万円は、生活困窮者自立支援法に基づき実施してございます、各種支援事業の支援員のスキルアップを図るため、養成研修を実施するものであります。

その下のク、第三者評価パワーアップ事業費100万円は福祉施設やサービス事業者が提供する福祉サービスの質の向上等を促進するため、研修会を開催し、事業の普及啓発を図るとともに、福祉サービス第三者評価事業の体制強化を実施するものでございます。

15ページにお移りいただきまして、以上、地域福祉課合計でございますが、62億901万4,000円でございます。

16ページをお願いいたします。

長寿いきがい課でございます。

計画調査費の摘要欄①のア、CCRC運営推進拠点体制整備事業費3,500万円は、徳島への新しい人の流れを創出するため、徳島型CCRCの核となる地域交流拠点の体制整備を支援するほか、多様な主体による健康でアクティブな生活を支援するプログラム開発等を支援するものでございます。

また、その下のイ、徳島型CCRC魅力度向上発信事業費 350 万円は、徳島ゆかりの高齢者の里帰りを促進するとともに、CCRC運営を担う事業主体の取組等を支援するため、「生涯活躍のまち支援チーム」による各地域の取組支援や高齢者向けの移住情報の発信を行うものでございます。

続きまして、老人福祉費の摘要欄④のエの（ア）認知症総合支援事業 1,265 万 8,000 円は、医療と介護の連携体制を構築するとともに、認知症に関する知識の普及啓発を推進するなど、認知症高齢者への総合的な支援体制を充実させるものでございます。

以上、長寿いきがい課の合計は、17ページ下に記載してございますとおり 155 億 910 万円となっております。

18ページをお願いします。

障がい福祉課でございます。

計画調査費の摘要欄①のア、障がい者就労工賃トップラン事業費 2,100 万円は、授産製品の新製品開発や「障がい者がつなぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業」のスタートアップ支援等を行うことにより、障がい者就労施設利用者の工賃の向上を図るものでございます。

その下のイ、発達凸凹総合サポート事業費 500 万円は、発達障がい者の自立と社会参加の促進のため、発達障がい者総合支援センターと関係機関が更に連携を深め、体制・施策の充実強化を図るものであります。

障がい者福祉費の摘要欄①のイ、障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり推進事業費 800 万円は、条例の施行に伴いまして、障がい者の権利擁護及び自立と社会参加を促進するため、支援の体制整備や県民理解の促進に向けた普及啓発等を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。

①のア、社会福祉施設等施設整備事業費 1,878 万円は、障がい者の方々が利用する施設の安全・安心を確保するため、スプリンクラー及び自動火災報知器の整備に対し、支援を行うものであります。

以上、障がい福祉課の合計は、19ページ下に記載のとおり77億 6,781 万 5,000 円となっております。

20ページをお願いします。

2、その他の議案等の（1）条例案でございます。4件でございます。

アの徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例でございますが、介護保険法施行規則の一部が国において改正されまして、主任介護支援専門員に係る研修制度が改められましたことに伴い、研修の実施に係る手数料の額を改めるとともに、他県との均衡等を勘案いたしまして、介護支援専門員証の交付に係る手数料の額を改めるものであります。

イの徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定に基づきまして、厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率が改められたことに鑑みまして、これを標準として条例で定める割合を改めるものでございます。

ウの徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によりまして、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

エの徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、徳島県立障がい者交流プラザの利用の促進を図るため、新たに障がい者交流センター会議室を県民の利用に供するとともに、学校教育法の一部が改正され、同法に規定する学校として義務教育学校が追加されたことに鑑みまして、所要の整備を行うものであります。

続きまして、文教厚生委員会資料（その2）をお願いいたします。

平成27年度の補正予算案でございます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の総括表でございます。

健康増進課及び地域福祉課で補正予算をお願いしてございまして、補正予算総額は、表の最下段にありますように3億9,180万円でございます。補正後の総額は775億6,298万6,000円となります。

財源は、財源内訳欄に記載のとおりであります。

2ページをお願いいたします。

課別主要事項の健康増進課でございます。

公衆衛生総務費の摘要欄①のア、このとり応援事業2,100万円は、不妊治療におきまして、男性不妊治療に対する助成拡大と、初回治療費の助成増額に伴い、増額補正を行うものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

地域福祉課でございます。

社会福祉総務費の摘要欄①のアの（ア）介護福祉士等修学資金貸付事業1億9,080万円は、離職した介護人材の再就職準備金貸付制度の創設等に向けて、原資の積増しを行うものでございます。

同じく摘要欄②のア、生活福祉資金貸付事業費1億8,000万円は、生活福祉資金の安定した運営のため、総合支援資金ならびに臨時特例つなぎ資金について、原資の積増しを行うものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

西本病院局長

それでは、2月定例会に提出を予定いたしております病院局関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の病院局関係説明資料の1ページをお開きください。

平成28年度病院局主要施策の概要でございますが、医療を取り巻く環境変化の中で、県

立病院におきましては、県民医療の最適化を見据え、医療の質の向上や経営財政基盤の強化に取り組み、県立病院としての使命を果たしていくため、新たな徳島県病院事業経営計画を策定し、「県民に支えられた病院として、県民医療の最後の砦となる」との基本理念を実現するための諸施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

まず第1は、医療機能の強化・向上でございます。

中央病院におきましては、本県医療の中核拠点として、急性期・救急医療、高度先進医療、災害医療等で県の中心的な役割を担うとともに、総合メディカルゾーン本部として、徳島大学病院をはじめ、徳島県鳴門病院等との連携・協力に取り組んでまいります。

次に、三好病院におきましては、四国中央部の中核拠点として、救急医療等の機能整備を図るとともに、手術・放射線治療・化学療法・緩和ケアによるフルセットのがん医療を提供しつつ、地域医療支援病院として、県西部の医療機関との連携を進め、地域完結型の医療体制の構築に貢献してまいります。

また、海部病院におきましては、南海トラフ巨大地震発生時においても、先端災害医療拠点としての機能を十分に発揮できるよう、高台への移転改築を着実に推進するとともに、地域医療を担う総合医療医の育成や県南地域の医療機関との連携を図ってまいります。

第2は、県立病院に対する信頼と評価の向上でございます。

病院内の感染防止及び医療事故防止等の安全管理対策を徹底し、患者の安全と人権を守る医療体制を整備するとともに、組織一丸となって、コンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。

また、病院情報の透明性を高め、県民に対する適切な情報提供を推進するとともに、病院ボランティアの積極的な受入等により、地域に開かれ、住民に信頼される病院づくりに努めてまいります。

第3は、若手医師の育成と医師確保の推進でございます。

全国的な医師の地域偏在、診療科偏在の問題が続く中、県立3病院それぞれが、臨床研修病院として研修環境の充実を図るとともに、地域特性や機能を生かし、病院の魅力向上に努め、若手医師の育成・確保を図ってまいります。

以上が、主要施策の概要でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

平成28年度徳島県病院事業会計予算でございます。

まず、業務の予定量でございますが、表の右端、計の欄に記載のとおり、年間患者数につきましては、最近の実績、動向等を勘案して、入院患者として延べ約20万人を、外来患者として延べ約27万人を見込んでおります。

3ページを御覧ください。

収益的収入及び支出についてでございますが、ここには病院事業の収益、費用を全て計上いたしておりまして、いわば決算の損益計算に当たるものでございます。

収入として、病院事業収益の合計は、一番上の行の28年度当初予定額A欄のとおり、217億8,468万9,000円といたしております。

前年度と比較いたしますと、率にいたしまして0.3%の減となっております。

4ページをお開き願います。

支出でございますが、病院事業費用の合計は、一番上の行の28年度当初予定額A欄のとおり、227億7,021万2,000円といたしております。

前年度と比較いたしますと、率にいたしまして1.8%の増となっております。

収入から支出を差し引いた収支差は、マイナスの9億8,552万3,000円となります。

これは、海部病院の開院に備えて購入する消耗備品費が増加するとともに、三好病院の改築事業により、更新及び増設となった医療器械の保守委託費が増加するなど、新病院への投資に係る費用負担が続いているためでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

資本的収入及び支出についてでございます。

これは、企業債の借入等により、病院の改築や医療器械の購入等を行う、いわば資金収支の性格を持つものでございまして、決算では資産や負債など、貸借対照表の科目の増減に反映されることとなります。

まず、資本的収入の合計は、一番上の行の28年度当初予定額A欄のとおり、92億3,907万1,000円となっております。

6ページに移りまして、資本的支出の合計は、一番上の行の28年度当初予定額A欄のとおり、105億6,390万8,000円となっております。

このうち、建設改良費中の病院増改築工事費につきましては、上から3段目でございますが、37億6,944万6,000円となっております。これは、3病院の改築に係る経費でございます。

また、その下の欄の資産購入費8億6,585万9,000円につきましては、医療器械等の更新に要する経費でございます。

7ページを御覧ください。

エの債務負担行為でございますが、県立病院電子カルテシステム整備支援事業につきまして、平成29年度から平成30年度にかけて6,000万円を、また、海部病院医療器械・備品整備事業につきまして、平成29年度から平成34年度にかけて2億9,000万円を限度とする債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、投資財源として借り入れる才、企業債でございますが、これは病院の改築や医療器械の購入等に充当するもので、限度額45億1,100万円を予定いたしております。

また、その下のカ、一時借入金は、年度を通じて、病院事業会計の資金繰りに支障を生じさせないためのものといたしまして、限度額50億円を予定しているところでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

その他の議案等の（1）条例案につきましては、2件ございます。

アの徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うものであります。

イの病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、給料表の給料額は、職務の等級及び当該職務の等級ごとの号俸を設けて定めるものとするものと

したものでございます。

施行期日につきましては、2件とも平成28年4月1日からといたしております。

最後に、9ページを御覧ください。

（2）権利の放棄についてでございますが、県立病院における診療及び検査等に係る債権のうち、既に消滅時効の期間が到来し、債務者本人及び連帯保証人ともに死亡していることから、債権回収が不能となっているものにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、権利の放棄をお願いするものでございます。

放棄する債権は14件、総額で98万416円となっております。

なお、県立病院の未収金につきましては、電話や文書、戸別訪問等による督促に加えまして、回収が困難と判断される案件につきましては、裁判所への法的措置も行い、債権回収に取り組んでいるところでございます。

今後とも、更なる取組に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

病院局から、この際、1点、御報告させていただきます。

徳島県病院事業経営計画（素案）についてでございます。

お手元にお配りしております資料1-1を御覧ください。

病院局では、県立3病院の改築整備による医療機能の充実を踏まえ、地域医療構想で示される2025年のあるべき医療提供体制など、今後の環境に対応していくため、総務省から求められております新公立病院改革プランとして、徳島県病院事業経営計画の策定に取り組み、その素案を御報告するものでございます。

計画期間については、平成28年度から平成32年度までの5年間を考えております。

計画の概要といたしましては、地域医療構想を踏まえた各県立病院の役割として、一般病床において現在、有している機能を引き続き担うとともに、三好病院及び海部病院につきましては、回復期機能を併せて担うことといたしております。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、在宅医療を担う関係機関の支援や在宅患者の増悪時の受入れ、訪問診療などにより、積極的に貢献してまいります。

2ページを御覧ください。

再編・ネットワーク化につきましては、中央病院と徳島大学病院による総合メディカルゾーン本部におきまして、連携と機能分担を引き続き推進するとともに、西部・南部におきまして、今後の連携強化に向けた協議を進めてまいります。

また、徳島県鳴門病院との効果的な連携・協力を一層推進し、一体的な医療提供体制の構築を目指してまいります。

次に、経営形態の見直しにつきましては、これまでの経営改善の実績を踏まえ、引き続き、地方公営企業法の全部適用という形態で経営基盤の強化を図ってまいります。

強化策といたしましては、まず、医療機能の分化と連携の実現に向けた取組といたしまして、中央病院におけるホスピタルカーの運行などを推進するとともに、収入確保・経費

削減の強化や効率化の推進に向けまして、記載しておりますような施策に取り組んでまいります。

最後に、収支計画について3ページのグラフを御覧ください。

上から三つ目のグラフでございますが、経常収支と内部留保の計画数値を表したものでありまして、収支は当面赤字が続く見込ではありますが、今回の計画に位置付けた強化策に取り組むことによりまして、平成35年度に赤字を解消できる見通しとなっております。

また、前計画と同じ旧会計基準による数値で表した内部留保につきましても、計画期間中に企業債の償還額がピークを迎え、減少いたしますが、その後、改善できる見通しとなっております。

以上が、計画素案の概要でございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、県議会をはじめ、外部有識者からも御意見をいただきながら、パブリックコメントを実施し、平成28年6月の策定に向けまして、進めてまいりたいと考えております。

報告は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

木下委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

上村委員

予算について幾つかお聞きしたいと思います。

医療政策課の予算が目立ってかなり減額されているように思うんですけども、この説明資料を見ると、8ページの医務費の中の医療衛生費が大分減っているようです。それぞれ項目を見ていくと、地域医療情報ネットワーク体制整備事業費も3割ぐらい減らされていますし、在宅関連も結構減っている。あと、地域医療従事者等養成確保事業費も前年度から半分ぐらいに減っている。歯科医療従事者養成確保事業費も減らされている。また、医療従事者勤務環境改善事業費も3分の1ぐらいになっている。あと、へき地医療対策費も大きく減っているように思うんです。特に、へき地診療所施設等整備事業は、半分に減っています。

それから、10ページの健康増進課の公衆衛生総務費ですけど、この中の子どもはぐくみ医療助成費も減っている。予防費の中の難病対策費の難病医療費等給付事業費、難病対策費そのものも減っています。それから、精神衛生費ですけども、これも精神保健福祉センター運営費が3分の1近くに減らされているのと、障がい者地域生活支援費も大きく減っていて、特に精神障がい者地域移行支援事業費が、かなり減らされています。

薬務費の中でも薬物乱用対策をしっかりとやっていきますというふうに事業計画で言われていたけれども、これも一般会計を見ると薬務課の薬物乱用対策費については3分の1ぐらいに金額自体は減っています。

また、地域福祉課の中の社会福祉総務費も生活福祉等対策費も減額されています。補正予算で補充するのかなと思いますけれども、大分減っているのではないかなと。

それから、長寿いきがい課の16ページの一般会計の老人福祉費、老人福祉運営対策費も全体に減っている。認知症の新しい事業もありますけれども、かなりいろいろと減っているなという印象です。それから老人福祉施設費も大分減っています。

障がい福祉課の18ページの障がい者福祉費の③障がい者相談支援センター運営費も減らされていて、⑦のケ、地域相談・計画相談支援給付費も大きく減っています。

そんな調子で見ていくと、新しい事業もありますけれども、全体的にこういった重要な分野だと思えるところは減らされている。これは、事業では差し支えないのかなと思うんですけど、その辺のところを是非、お聞きしたいと思います。

それから病院局の報告の中で、予算が出されておりましたけれども、4月からまた診療報酬が改定されます。これは、重症面での加算とか7対1看護の見直しとか、影響がかなりあると思うんです。その辺を踏まえて、予算をもう少し見直しされるのかどうか、どんな影響があると見込んでいるのかということをお聞きしたいと思います。大変多岐にわたりますけど、よろしくお願いします。

原田医療政策課長

上村委員から、平成28年度の当初予算の額が減っているのではないかとの御指摘を受けております。

御指摘のあった部分のうち、当課の所管する部分について、御説明させていただきたいと思います。

部長の説明にもございましたけれども、例えば8ページの③医療衛生費につきましては、アからサまでが地域医療介護総合確保基金を財源とするものでございます。これにつきましては、昨年度と同様の9億円以上の額を計上いたしております。

あと、へき地医療につきましては、これは国補事業でございますので、予定しておるところが手を挙げてくるところが少ない場合は、その分減額されるということでございます。あと、基金の場合は今後、要望いたしまして、それに従いまして枠の配分というのがありますので、9月補正等で補充させていただくというような形にもなっております。

全体として予算の額は、昨年度に比べて減っているというような感じは原課としては抱いておりません。

稲井健康増進課長

ただいま、子どもはぐくみ医療助成費について、少し前年度より予算が減っているのではないかというお話ですが、やはり損失があってはいけないということで、毎年、予算的には多めにとらせていただいておりますが、平成28年度につきましては実質ベースで予算計上させていただいているところでございます。

また、精神保健につきましては、平成27年度につきましては地域医療再生基金のほうで実施させていただいております。これが平成27年度までということになっておりますの

で、平成28年度につきましては予算のない中でも継続して、事業は実施したいと考えております。

久米薬務課長

上村委員から、13ページの薬務費の薬物乱用対策費が減額されているのではないかとこの御質問でございます。

平成27年度に危険ドラッグの分析器械を更新することになっておりまして、これに約1,100万円ほど必要だったため、平成27年度の予算がこれぐらいの額になっておりましたが、例年は、今回計上させていただいているぐらいの額でございます。

藤井感染症・疾病対策室長

上村委員から、説明資料11ページの難病対策費につきまして、今年度の予算よりも大分減っているが、支障はないかという御質問でございます。

この難病対策につきまして、主に予算が減額になっているのは、難病医療費等給付事業費でございます。これにつきましては、昨年1月1日に、いわゆる難病法が施行されて、当時56疾病であった指定難病の対象疾患数が、法律施行時に110疾病、そして、その後にも約300疾病にまで拡大されるとの当時の見込みがございました。それによりまして、当時県内で6,000人程度の指定難病の患者さんが300疾病程度に増えるということで、かなり対象者が増えるという見込みのもと、予算を増額したところでございます。

今年度に入りまして、7月1日に対象疾病が306疾病に増えて、最初の56疾病から250疾病ほど増えましたけれども、主に増えた疾病というのはいわゆる希少難病というか、かなり患者さんの少ない疾病が増えておりますことから、実際に県内の指定難病対象の特定医療の患者さんというのは大きくは増えていないという現状でございます。

来年度の当初予算は、今年度の実績に基づいて組んでおりますので、その関係で予算額は減額しておりますが、必要な方に医療費が適切に支給されますように予算は確保しているところでございます。

矢間地域福祉課長

委員から、14ページの地域福祉課の中の生活福祉等対策費が減額しているのではないかとこの御質問をいただいております。

こちらの中に、生活福祉資金相談体制整備事業というものがございます。これは、県の社会福祉協議会へ補助している事業で、県社会福祉協議会から市町村社会福祉協議会に委託している事業でございます。平成27年度の当初予算編成時には、国の補助金を充当していましたが、国、いわゆる厚生労働省から平成27年度につきましては、この生活福祉資金相談体制整備事業に係る経費は、県社会福祉協議会におきまして生活福祉資金貸付金の原資を活用するよという通知がございました。平成27年度は、この当該貸付金の原資の取崩しにより対応しまして、2月補正で減額させていただこうとしております。

平成28年度の予算につきましても、国の方針は同様ということでございますので、当初

予算には計上しておりません。そのため、5,000万円余りが減額となっている次第でございます。

春木長寿いきがい課長

長寿いきがい課におけます前年度比減額になっているところの御説明をさせていただきます。

まず、老人福祉運営対策費でございますけれども、こちらは前年までは後期高齢者医療費支援事業費というのが入ってございましたが、事業の所管替えによりまして、当課から保健福祉政策課へ移っておりますので、その分の減ということになります。

それと、老人福祉施設費の地域介護総合確保施設整備事業でございますけれども、こちらは前年度約10億円という数字でございましたけれども、第6期の介護保険事業支援計画に基づきまして、来年度に予定されている数字が6億7,000万円余りということになっております。ですから、別途、国の当初予算等が通りまして、国のほうから内示が出たら、6月時点で精査といいますか、補正予算をお願いするような形になろうかと考えております。

林障がい福祉課長

当初予算案につきまして、2点、御質問をいただいております。

1点目の障がい者相談支援センター運営費につきましては、当該センターの正に運営に係る経費でございます。これにつきましては、昨年6月補正との比較ということでございます。昨年度は年度途中で臨時職員等々1名を配置し、補正対応した部分との比較ということでございまして、その部分の差額という形になります。

もう一つ、地域相談・計画相談支援給付費でございますが、これにつきましては、障害者総合支援法に基づく義務的経費でございます。ルールに基づきまして市町村の支弁した見込額の4分の1という形で計算しているものでございまして、減額によりまして事務事業に支障が出るという内容のものではないということでございます。

島尾病院局経営企画課長

平成28年度徳島県病院事業会計予算におけます平成28年度診療報酬改定の影響の反映につきまして御質問をいただいております。

診療報酬改定でございますが、昨年の秋からスケジュールに基づきまして、徐々に進められているところでございます。改定の詳細につきましては平成28年の年明けから徐々に明らかになってくるというところでございまして、従来から当初予算につきましては反映させていないところでございます。

今後、詳細が明らかになってくる時期に応じ、平成28年の4月に向けまして、病院局、それから各病院におきまして影響の分析等、対応につきまして検討を行うということになるかと思っております。

なお、予算への反映ということでございますが、その結果といたしまして、収益等への

影響が出ました場合につきまして、補正予算で対応させていただくということになるかと思えます。よろしくお願ひします。

上村委員

予算の仕組みがよくわかっていないので、説明をいただいて大体わかりました。

庄野委員

ジカ熱のことについて、お聞きしたいと思ひます。

ブラジル等で、このところ非常に増えておるといふことで、妊婦さんがかかった場合に子供に影響があるといふことです。

この間、確か県庁内でも会議等々があったといふことが報道されておったようですけれども、日本、そして徳島県の現状と、対策みたいなものがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

藤井感染症・疾病対策室長

ただいま、庄野委員からジカ熱に係る対応状況について御質問をいただきました。

現在、ブラジルをはじめとした中南米諸国を中心に感染が拡大しております。

まず、ジカ熱とはといふことなんですが、ジカウィルスに感染することにより起こる感染症でございます。主にジカウィルスを保有するヒトスジシマ蚊などに刺されることにより感染するものでございます。

感染してから発症までの潜伏期間は、世界保健機関（WHO）によりますと、2日から7日程度とされております。感染しても全員が発症するわけではございませんけれども、発症した場合の主な症状は、38度5分以下ぐらいの軽度の発熱とか発疹、結膜炎、筋肉痛、関節痛などでございます。

感染経路につきましては、先ほど申し上げましたように、ジカウィルスに感染した患者を蚊が吸血いたしますと、蚊の体内でウィルスが増殖いたしまして、その蚊がほかの人を吸血することで、その人にウィルスが感染するといふものでございます。

したがいまして、人からほかの人に直接感染するよふな病気ではないとされておるんですけれども、2月の初旬にはアメリカの国内で性交渉により人から人への感染があったといふことも発表されておいまして、過去には性交渉ですとか輸血によつて感染したといふ報告もございまます。発症してから2日から7日、症状が続いた後、治るとされております。同様にヒトスジシマ蚊を媒介としたデング熱といふ感染症が、2年前の2014年に国内でも拡大いたしましたが、ジカ熱は、このデング熱よりも症状としては軽いとされております。

しかしながら、先ほど庄野委員からお話もありましたように、現在ブラジルにおきましては先天的に頭の小さい小頭症の新生児が急増いたしておいまして、約4,000人ぐらいの報告があったと聞いております。そういうこともありまして、妊婦の方のジカウィルス感染と小頭症との関連が示唆されているところでございまます。

この事態を重く受け止めまして、アメリカのCDC、疾病管理センターでは、流行地域

への妊婦の渡航を控えるように警告いたしております。また、WHOでは2月1日に国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態を宣言しているところでございます。

WHOでは、ジカウイルス感染の流行地域におけます、先ほど申し上げました小頭症、また同様にジカウイルス感染との関連が示唆されております神経障害のギランバレー症候群との因果関係の研究ですとか、サーベイランスの強化などに取り組んでおるところでございます。

国におきましても、厚生労働省において、この緊急事態宣言を受け、2月5日に、ジカウイルス感染症を、感染症法におけます4類感染症に指定いたしまして、本日、2月15日から患者を診察した医師は、保健所に報告することが義務付けられました。

また、検疫法におきましても、船舶ですとか航空機により帰国した方とか入国した方に対しまして、診察ですとか病原体の有無に関する検査を行う対象とする、検疫感染症にも追加で指定されたところでございます。

県の対応ですけれども、先ほど庄野委員からもお話がありましたように、WHOの緊急事態宣言を受けまして、直ちに2月の2日になりますが、庁内の危機管理連絡会議を開催いたしまして、ジカ熱の症状ですとか感染経路、予防策などについて御説明いたしました。特に、妊婦の方につきましては、流行地域への渡航を控えたほうがよいと。また、やむを得ず渡航する場合にも長袖、長ズボンの着用など、厳密な蚊に対する防蚊対策を講じる、また帰国後、もし心配のある場合には、保健所に相談いただくというふうな形で、関係機関を通じて周知徹底を図る。そういった体制を確認するとともに、県のホームページによりまして県民の方々への注意喚起なども行ったところでございます。

また、県内の医療機関に対しましても、厚生労働省からの関係通知を迅速に情報提供いたしまして、ジカ熱が疑われる、あるいはジカ熱と診断された患者を診察した場合の情報提供ですとか報告などについて、協力を確認しているところでございます。

特に、今年はジカ熱の流行地域でございますブラジルのリオデジャネイロでオリンピックが開催されるということで、県民の方々で、今後、流行地域に渡航される方も増えてくると見込まれております。今後も引き続き、ジカ熱に関する国内外の情報収集に努めまして、流行地域へ渡航される場合の感染予防策ですとか、今後ヒトスジシマ蚊の活動期、大体5月から10月ぐらいと言われておりますが、その時期におけます防蚊対策の徹底によりまして、感染のまん延を防止できるように努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

よくわかりました。やっぱり、妊婦さんが刺されたのと違うだろうかということになったら非常に心配です。オリンピックがあるということで、県の関係者につきましても行かれる方が増えてくる可能性もあります。

また、夏にかけてまして、今は蚊のことを言われましたけれども、さきの議会でも申し上げましたけれども、ダニなどもまた活動の時期に入ってきますので、そうしたいろんな情報をお知らせし、命を守るということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

元木副委員長

私のほうからは生涯を通じた女性の健康支援事業費、このとり応援事業について、お伺いしたいと思います。

この度の当初予算を見ておりますと、1億5,422万2,000円ということで、前年度6月補正後予算額の1億1,756万9,000円から比べますと、大幅増額となっているわけがございます。また、補正予算においても2,100万円ということで、この度、予算を出されておられます。

まず、生涯を通じた女性の健康支援事業に、このとり応援事業がどのように影響しているのか、どういった事業内容なのかということについて、もう少し詳しくお伺いできたらと思います。

稲井健康増進課長

このとり応援事業について説明をということで、元木副委員長から御質問がございました。

このとり応援事業は、不妊治療費の助成事業となっております。不妊治療につきましては、妊娠、出産した際の本人や御家族の喜び、それと少子化対応ということでの視点でも重要なものと考えております。一方、不妊治療は、心理的にも身体的にも負担が大きく、また、体外受精や顕微授精をしますと医療保険が適用にならない、また高額医療ということで、経済的負担も大きいところです。

この治療を受けた御夫婦に対して、治療に要する費用の一部を助成し経済的負担も軽減するというところで、少子化対策と併せて、生涯を通じて女性がより安心して産み育てられるという意味での治療費助成ということで、このとり応援事業があるということでございます。

元木副委員長

今回、増額した理由についてお伺いできたらと思います。

稲井健康増進課長

増額した理由につきましては、県では健やかに子供を産み育てる環境づくりを進める観点から、国の助成制度を活用しまして、平成16年度から事業を実施しております。そして、助成回数や助成金額の拡大、それから制度の拡充を図ってきたところです。その上で、平成27年1月からは県単事業として男性不妊治療費につきましても助成していたところです。

この度、平成28年1月20日に国の平成27年度補正予算が成立しまして、その中で、初回治療につきまして、今まで15万円が限度だったんですが、30万円に増額されました。また、男性不妊治療につきましても対象になるということで、上限15万円を上乗せするという助成制度が成立しました。

県としましても国の制度に合わせまして、速やかに実施できたらということで2月補正に計上させていただきました。また、平成28年度につきましても充実するということで

予算としては増額している状況です。

ちなみにですけれども、一番最初の平成16年は107件という申請だったんですが、平成26年度は724件と、約7倍に増えている状況です。今は、やはり高齢出産等が増えておりまして、不妊に悩まれている方も多いので、そのあたりでやっぱり重要なことと考えて、予算のほうも増額させていただいております。

元木副委員長

経済的負担の軽減ということを主眼として取り組まれておるということ、また、この申請の件数が大幅にアップしておるということで、この制度の周知が進んできたのかなという気もいたしておりますし、高齢になっても出産したいという方も増えてきておるんじゃないかなと推測いたすところでございます。

一方におきまして、高齢出産というのは健康へのリスクが母子ともにあるということもお伺いしております、そういったことも踏まえて、これから充実させていただきたいと思っておるわけでございます。

都市部と違って本県において出産できる年齢の女性の数というのは、やはり比較的少ないんじゃないかなと思うわけでございますけれども、そのあたりの数字がもしあれば教えていただきたい。また、経済的な面で1人当たりの負担額の平均は、どのぐらいの状況なんでしょうか。

稲井健康増進課長

負担額なんですけど、不妊治療につきましては1回で大体30万円から50万円ぐらい要と言われておりますので、今回、初回のみなんですけど30万円を助成するというところで、大体カバーができるのかなとは思っております。

また、この不妊治療につきましては、市町村でも上乘せしていくという事業で、現在11市町村に助成事業をしていただいているところです。少しでも最初の方に不妊治療の開始ができるようにということで、制度としてはございます。

女性の数につきましては、調べさせていただきますのでお待ちください。

元木副委員長

済みません。急な質問だったので失礼しました。要するに、私が申し上げたいのは、世代間の不公平感というものもあると思いますので、そういったことがないように、持続可能な制度にさせていただきたいというのが私の願いでございます。これから2040年あたりに向けて、65歳以上の高齢者の方が増えていくと言われておる中で、こういった制度をいかに継続させていくのかというのが大事と思っております。本当に子供が欲しくてもできない方というものもいらっしゃると思いますので、そういった方が少しでも安心できるようなことは続けていただきたいと思っておる次第でございます。事業の将来見通しをしっかりと立てた上で、こういった事業についてもこれからの展望を踏まえつつ、取り組んでいただきたいというのが私の思いでございます。

一方におきまして、この不妊治療というのはリスクの部分もございまして、回数を繰り返したからといってうまくいくわけではないということもお伺いしております。成功するチャンスが1%でもあれば、その1%の望みのために一生懸命、投資されておられる方もいらっしゃるかと伺っております。私の思いとしては、こういった不妊治療に支援するのも重要ですが、それ以上に不妊治療を受けざるを得なくなるような方を少しでも減らしていくために、どう取り組んでいくのかという視点のほうが、もっと大切なんじゃないかなと思っておるわけでございます。若い世代に対しても、そういった高齢出産のリスクとか、そういった面を教育からまず初めるべきでありますし、若年女性に対しての啓発も、もっと強く進めていくべきじゃないかなと考えておりますけれども、そういった取組についてはいかがでしょうか。

稲井健康増進課長

不妊治療につきましては、不妊に悩む夫婦の妊娠、出産の希望の実現ということですので、本当に適切に、そして確実に継続していけるように進めていきたいと考えております。

また、助成制度だけではなくて、やはり相談とかそういうことは重要だと思います。徳島大学病院に委託しまして、不妊・不育相談室ということで、専門のドクターですとかカウンセラーの方による相談室を設けさせていただいております。週に3回なんですけれども、予約制になっております。そういうこともやはり周知をどんどんとしていって、本当に悩まれている方が相談することができて、また治療も受けるというふうな制度にしていけたらと考えております。

もう一点、そこで悩むまでに、やはりライフプランとしてそういう自分の人生設計の中で産み育てるといっても考えていくのが重要ではないかというふうなお話をいただきました。不妊治療費の助成制度ですとか、相談体制の充実に併せまして、平成25年度から大学生を中心としまして、一般県民の方へのライフプランセミナーを実施しております。そして、平成27年度、今年度からなんですけれども、教育委員会と連携をとりまして、高校や中学校の方々にも、キャリアアップと併せて、妊娠適齢期ですとか、ライフプランの中に出産、育児というものを考えていただけたらということで取り組んでおります。

あわせて、いっぱい仕事をしてキャリアを積みたいと、しかし、ふとしたときにやっぱり子供を産みたいと思ったときになかなか産めないというふうなこともあると思うんです。そのあたりで、しっかりと自分の人生設計をたてるという意味でのライフプランと一緒に考えていけたらということで、平成28年度につきましては、職域のほうでもそういうセミナーを進めていけたらなと考えております。

元木副委員長

今、女性活躍の時代ということで、女性の方の高学歴化ですとか、キャリアを追求する女性の方が増えておるという中で、こういったライフプランセミナーのような地道な取組をしっかりと推進していただきまして、こういった不妊治療を受ける必要のない社会づくりに向けて、全庁一丸となって取り組んでいただきたいと思いますということを要望させていただきます。

たいと思います。

あと、生活困窮者自立支援事業について、6,522万円ということで、前年度の4,879万円に比べて、かなり増ということでございますけれども、この増額の理由についてもお伺いできたらと思います。

矢間地域福祉課長

ただいま、元木副委員長から生活困窮者自立促進事業の増額に関しまして、御質問をいただきました。

この生活困窮者自立支援事業と申しますのは、今年度から生活保護に至る前の自立支援策の強化、第2のセーフティーネットといたしまして、スタートしたところでございます。

具体的には、必須事業といたしまして、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、それから任意の事業といたしまして、就労準備支援事業、家計相談支援事業を実施しております、わずかずつではありますけれども、自立に向けました成果もあらわれてきているところでございます。

来年度この予算を増額した理由でございますけれども、この家計相談支援事業に関しまして、家計相談と申しますのは、困窮者の方の家計が、きちんと使われているかといったところを確認したり支援したりするところでございます。この相談事業につきまして増額をさせていただいたというところと、もう一つは、生活困窮者自立支援の相談に当たる方ですけれども、この相談員というのは福祉制度全般はもちろん、労働、年金、医療制度等多岐にわたる幅広い知識と技術が必要となってまいります。そのため、この自立支援の相談員、これはこの事業の鍵を握ると考えておりますが、この皆さんを対象に国からの伝達研修でありますとか、先進事例の紹介、他機関との連携といったところの生活困窮者への支援を行う上で求められる知識や技能を十分習得できるように研修を実施したいと考えております。そういったところで、額が少し大きくなってございます。

元木副委員長

自立支援相談員さんへの研修というような御説明もございましたけれども、この相談員さんというのは、こういった方がなられるのでしょうか。

矢間地域福祉課長

この相談員さんといえますのは、現在、県社会福祉協議会に所属している12名の相談支援員、就労支援員、家計相談支援員、それから町村の社会福祉協議会にも8名。また、この生活困窮者自立支援事業の実施というのがそれぞれの福祉事務所単位となってございますので、市につきましては、それぞれ各市で行っております、町村分につきましては、県のほうでやっているというところですが、8市のほうにも相談員の方はいらっしゃるところでございます。

それで、過去に相談に当たった経験がある方であったりとか、例えば学校の先生のOBであったりとか、そういった方々が相談員になられているケース、また、それぞれいろん

なケースがあるかと思いますが、そういった方が相談員になられているものと考えております。

元木副委員長

この制度は、いわゆる生活保護世帯の方に該当しないような範囲の方で、生活困窮しておる方を抽出して、その方に対して支援するということでよろしいのでしょうか。

矢間地域福祉課長

基本的には、生活保護に至る前の方ではあるんですけども、特に生活保護を受給されているので、その方は対象でありませんというふうなものではございません。

元木副委員長

国においても高齢者の生活困窮の対策ということで、3万円ということで、ばらまきというような批判もありますけれども、こういった制度が先ほどと同じようにしっかりと根付いていくようにしていくことが、これから求められているんじゃないかなと思っておる次第でございます。高齢化社会に向けて、医療や介護のほうも人手不足というようなことが本県でも課題になってくると思うんですけども、そういう中で、やはり一定の自己負担をとというのも、こういった分野で求められてくる中で、自己負担がやはりできない方に対する支援ということも併せてやっていかなければいけないと思っておる次第でございます。本当に必要な人が適切な医療や介護を受けられるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思っておる次第でございます。

先ほどの説明でも、いろんな関係機関の支援がやはり大事になってくるということでございました。生活困窮者対策を更に充実させていくためにも、県社会福祉協議会の方なども少ない人数で、かなり業務量が増えておるといような状況もあるようでございますので、そういった人材確保に向けた支援ということについても併せてお願いを申し上げたいと思います。

木下委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、保健福祉部・病院局関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（14時17分）